

	背景・解説
<p><b>(町長の責務)</b></p> <p>第 条 町長は、町の代表者として町民の信託にこたえまちづくりの基本理念を実現するよう公正で透明で開かれた町政の運営にあたらなければならない。</p> <p>2 <del>町長は、毎年町政運営の目標・方針を明示し結果を公表しなければならない。</del></p> <p>3 <del>町長は、職員の採用にあたっては 公募を原則とし、請求があれば応募状況、採用時の成績結果を公表すると共に、しなければならない。受験者本人からの請求があれば採用時の成績結果を開示しなければならない。</del></p> <p>4 <del>町長は、町民との協働に必要な能力を備えた職員の養成に努めなければならない。</del></p>	<p>町民の信託：住民が自分達の選んだ町長と町議会議員を信じて町政を託すこと</p> <p>町政：町、町議会、町関連機関</p> <p><del>公表開示：請求に応じてその部分だけを知らせる。情報公開と区別する。</del></p> <p><del>協働に必要な能力：通常の町職員の責務に加え、協働の趣旨を理解し町民と共に涵養する能力</del></p> <p><del>協働：協働とは、異なる強みを持つ主体が、共通の目標のために、責任と役割を分担し、ともに汗をかいて、成果を共有する。</del></p>
<p><b>(執行機関の責務)</b></p> <p>第 条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正で誠実、迅速に職務を執行しなければならない。</p> <p>2 <del>町の執行機関は、町民と協働してまちづくりを推進するため、多様な参画制度を設けて町民の町政への参画の機会を確保保障(参画第二項参画制度)しなければならない。</del></p>	<p>町の執行機関：</p> <p>地方自治体における「執行機関」とは、「長（都道府県知事、市町村長）」と「委員会又は委員（行政委員会といわれるもの、具体的には、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公平委員会、監査委員、公安委員会、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁業管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会）」を指す</p> <p style="text-align: right;">（地方自治法138条の4,180条の5）</p> <p>議決機関：</p> <p>「憲法」「地方自治法」上にでてこないのが、「議決」によって団体の意思を決定する機関、という一般的な意味で考えると、「議会」が「議決機関」となる。</p> <p>（「憲法」93条に第1項では議事機関といわれている。</p>
<p><b>(町職員の責務)</b></p> <p>第 条 町職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために公正で誠実かつ効果的に職務に専念しなければならない。</p> <p>2 <del>町職員は、常に公務員として職務に必要な知識、技能の向上に努めなければならない。</del></p>	<p>ここでちょっとまぎらわしいのは、「議会」に「常任委員会」「議会運営委員会」「特別委員会」を条例で置くことができる、（地方自治法109条第1項、109条の2第1項、110条第1項）となっているところ。ここでいう「委員会」とは、議会で調査すべき事項のうち、専門的な事項を調査させるもので各地方自治体の条例で設置することになっている。「総務委員会」とか「建設委員会」、「文教委員会」とかというのがそれにあたる（名称や担当する調査事項の範囲は各地方自治体の条例によって定められる）。</p>
<p><b>(行政組織の編成)</b></p> <p>第 条 町は、社会情勢の変化に対応し、町民にわかりやすく、機能的でかつ効果的に最小の経費で最大の効果を挙げよう組織づくりを行うものとする。</p>	<p>「教育委員会」と「総務委員会」、どちらも「～委員会」となっているが、組織上まったく別の</p>

3 三 町の組織は、状況の変化に柔軟に対応し、**縦割り行政の弊害**をなくすため、相互の連携を

図らなければならないはかるものとする。

2 三 町は、職員の効果的な任用・適切な人員配置を**図る行**うものとする。

#### (危機管理)

第 条 町は、町民、関係機関等との協力及び連携により、不測の事態に備えるため、総合的かつ

機動的な危機管理体制の確立につとめなければならない。

2 三 町は、危機管理体制の中で**自主防災機能の向上を図るため**町民の**活動参加**を積極的に支援する**捉**す。

#### (審議会等制度)

第 条 町は、町が設置する審議会その他の町関連機関等の委員を選任する場合は、

原則として町民からの公募を含め**なければならない。るものとする。**

2 三 町は、**(会議公開の原則(第一条第三項)に従い審議会その他の町関連機関の会議及び**

**審議会等の会議及び議事録は公開しなければならない。**

**議事録は公開しなければならない。**

3 町は、**審議会等の開催日時・場所・審議項目などを事前に広報紙等により、町民に知らせなければ**

**ならない。**  
**ただし、非公開の場合は理由・根拠を明確にしなければならない。**

#### (総合計画等の策定)

第 条 町は 総合的かつ計画的に町政運営を図るため、基本構想及びこれに基づく都市計画

マスタープラン等の基本計画をこの条例の趣旨にのっとり策定し、計画的な町政運営に努め**る**

**なければならない。ものとする。**

2 三 町は、総合計画の策定、見直し、評価にあたっては**幅広く**町民の参画を得て行わなければな

らない。

#### (説明責任)

第 条 町は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を町民

にわかりやすく説明しなければならない。 (具体的な手法は? 解説で)

(応答責任) 追加 説明責任の第二項を(応答責任)に変更追加する

三 町は、**公職者議員及び町民からの要望等**については、迅速かつ丁寧に対応しその記録を作成する

**と共に、別に定める条例により定期的に口利き等を記録し、公表しなければならない。**

位置にあり、前者は地方自治体の執行機関、後者は地方自治体の議事機関である議会の中の専門的機関。

縦割り行政の弊害：一般的に使われている用語であり、必要であれば具体例について、解説で記述する

「行政委員会」の委員の選任方法を下記に示す。( )は、地方自治法以外の根拠法令。

「教育委員会」 議会の同意を得て長が任命(地方教育行政の組織と運営に関する法律)

「選挙管理委員会」 議会において選挙

「人事委員会、公平委員会」 議会の同意を得て長が任命(地方公務員法)

「監査委員」 議会の同意を得て長が任命

「公安委員会」 議会の同意を得て長が任命(警察法)

「地方労働委員会」 長が任命(労働組合法)

「収用委員会」 議会の同意を得て長が任命(土地収用法)

「海区漁業調査委員会」 一部公選、一部長が任命(漁業法)

「内水面漁業管理委員会」 長が選任(漁業法)

「農業委員会」 一部公選、一部長が任命(農業委員会等に関する法律)

「固定資産評価審査委員会」 議会の同意を得て長が任命(地方税法)

「固定資産評価審査委員会」 議会の同意を得て長が任命(地方税法)

危機管理体制：

緊急事態に迅速かつ一貫して対処するために、情報収集や分析を行い戦略的な

対応策を立案するための専管組織

縦割り行政(たてわりぎょうせい)とは、個別の中央省庁が国から地方自治体にいたるまでをその管轄ごとに支配している

ピラミッド型の行政システムのことである。

特に、不合理的な役割分担や各省庁の過剰な管轄意識によって行政サービスが非効率に陥る「縦割り行政の弊害」を批判する論調で用いられる。(ウィキペディアより)

個々の行政事務の処理・遂行にあたり、各省庁間の横の連絡・調整がほとんどなく、それぞれが縦のつながりだけで行われている日本の行政のありかたをいう。そのため、類似した行政が別々の機関で行われ、手続きが二度手間になったり、行政機関同士の綱引きで行政事務が変更になったりする弊害が生まれている。(百科事典マイペディアより)

不測の事態：過去の事例の列挙。災害、財政その他。大規模災害などの

総合計画

町のまちづくりの将来目標を定めたもので、まちづくりを進めるうえでの基本となる。

基本構想：義務付けはなくなった。

都市計画マスタープラン：

総合計画の中のまちづくりに関する具体案

説明責任：ただ単に公表するだけにとどまらず、町民に納得のいく説明をする責任

応答責任：町は、公職者(注1)または町民から要望等(注2)があった時は、迅速かつ誠実に応答し、その対応記録を作成すると共に、その概要を定期的に公表しなければなりません。対応記録に関する事は、別に定めます(注3)。

(注1)公職者：議員及び町長(これらの者の秘書、代理人及び使用者を含む)

(注2)要望等：要望、要請、提言、提案、意見、相談、依頼、苦情その他これらに類する行為で、職員以外の者が、職員に対し、職務の執行に関し一定の具体的な行為をする事、又はしない事を働きかける事

(財政運営及び制度の整備) OK

第 条 町は、総合計画を実施するため、中・長期財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に運用し、健全な財政運営を図らなければならない。

2 町は、財政計画を定めたときは、住民にわかりやすく公表しなければならない。

(予算編成、執行、決算)

第 条 町長は、予算について、編成過程を含め、住民が具体的に把握できるよう、分かりやすく公表しなければならない。

2 町長は、町の事業の予定及び進捗状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定し、

住民にわかりやすく公表しなければならない。

3 町長は、住民が決算内容を理解できるよう分かりやすく公表しなければならない。

(財産管理)

第 条 町長は、町が保有する財産を明らかにし、財産の計画的な管理及び効率的な運用に努めなければならない。

(財政状況の公表)

第 条 町長は、財政に関する状況について、具体的な所見を付して分かりやすく公表しなければならない。

(行政評価) OK

第 条 町は、効果的で効率的な行政サービスと行政運営の透明性の向上を図るため、客観的行政評価を実施し、その結果を公表するとともに、その評価に基づいて、必要性の見直しや町政運営の改善に努めなければならない。

(注3) 「法令遵守条例」を制定し、その一部とするか、又は「要望等の記録等に関する規則」又は、「要綱める。」 「応答責任」の部分は、田島委員から提案いただいたものを掲載させて頂いた

条例：公表に関する条例と同じ(上牧町広告式条例 第4条(規程の公表)・第5条、上牧町情報公開条例(公文書の開示))

要望、口利き等：かつて、密室での要望、口利きにこたえ「その場限りの対応」を行った経緯があり、公平な行政サービスが阻害される事があった。

町長、町  
立場の違い

提供の受け方

財政状況の公表に関する条例：例規集 第6編 財務 公表の期日・内容・方法について定める

わかりやすく公表する：重要

客観的行政評価：第三者機関による行政評価、年度目標の達成度合いについて評価する。

## (個別外部監査)

第 条 町は、適正で効率的かつ効果的な行財政の運営を確保するため、必要に応じて外

部機関その他第三者(以下「外部機関等」という。)に監査を実施させることができる。

2 住民は、前項に規定する目的を達成するため、町に対して監査委員による監査に代えて、

外部機関等による監査の実施を請求することができる。

3 町は、前項に規定する請求があったときは、外部機関等に監査を実施させることがで

き、その結果を公表するものとする。ただし、当該監査を実施させないときはその理由

を公表するものとする。

## 外部監査制度とは、

都道府県や市町村などの地方公共団体が行っている事務を、当該地方公共団体に属していない外部の専門家(=外部監査人)が監査することをいう。

この外部監査人になれるのは、弁護士、税理士、公認会計士、公務精通者(※)である。

(※) 国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者であって、監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもの

## 外部監査制度には、

「包括外部監査」と「個別外部監査」の2種類がある。

### 包括外部監査

都道府県、政令指定都市、中核市において法律で年1回以上の実施が地方自治法により義務づけられる監査である。

(その他の市町村においても、条例で定めることにより実施が可能。) 監査人が必要と認めた特定の事件について、監査を行うものである。

### 個別外部監査

特定の事件について、住民や議会、首長からの監査委員に対して監査の請求ができるが、この請求にかえて外部監査人による監査を要求することができる。これが個別外部監査である。

内部監査のみではなく、外部監査も行えるという緊張感を持たせることにより、適正な内部監査につながるというメリットがある。

内部監査はあるものの、外部の機関、第三者の目による監査を実施することで、より適切なチェックが可能である。ただし、地方自治法上の「包括外部監査」、膨大な経費がかかり、費用対効果の面でも疑問があるので、包括外部監査のように常設するのではなく、住民、議会若しくは町長からの請求があった場合、必要に応じ実施する「個別外部監査」であれば可能である。

以上のことから、まちづくり基本条例における「外部監査」の規定としては、基本的には地方自治法上の「個別外部監査」を想定したものである。

また、本町においては、既に「上牧町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成23年3月条例第5号)」が制定されている。当該条例との関連により、まちづくり基本条例では、左のとおり規定するものである。

## 投票運動

現在実施されている住民投票は公職選挙法に基づかないため、投票運動に関しては制限・罰則規定が特に設けられない場合も多く、公職選挙法では禁じられている戸別訪問なども自由に行うことができる。峯町においては、東北電力・資源エネルギー庁が豊富な運動資金を利用してテレビCM・新聞広告などのPR活動を行ったのに対し、原発反対派住民はコストの低い戸別訪問やビラの配布で対抗したという。住民投票を制度化する際にも、買収・供応・脅迫等については罰則規定を設けるなどして公職選挙法に準じるべきだが、ビラの配布や戸別訪問は、主張を広く訴え有権者と直接議論できる機会として自由に認められてよいのではないか。

(住民投票)

第 条 町長は、住民のくらしに関わる行政上の重要事項について、直接住民の意思を確

認するため、議会の議決を経て、住民投票の制度を設けることができる。

二 前項に規定する住民投票の実施については、別に条例で定める。

三 町長は、第1項に規定する住民投票を実施した場合において、当該住民投票の結果を

最大限尊重するものとする。

住民投票制度とは、

一定数以上の署名を集めて行政運営上の重要事項について住民投票を実施するという制度であり、条例に根拠を置き実施されるものである。

住民投票制度には、

【「個別設置型」と「常設型」】がある。

**個別設置型**

住民の意思を確認する必要がある都度、案件ごとに制定した条例に根拠を置くもの。

**常設型**

あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議の方法などを制定しておいた条例に根拠を置くもの。

【「拘束型住民投票」と「諮問型住民投票」】がある。

**拘束型住民投票**

住民投票の結果が出た場合、首長や議会がその結果に法的に拘束され、その結果に従わなければならない。つまり、当該結果が、そのまま首長や議会の意思表示となり、その結果を実現するために行動する義務を負うことになる。

**諮問型住民投票**

住民投票の結果に法的拘束力はなく、また、首長や議会の選択や判断を完全に縛ろうとするものではなく、当該結果を尊重しなければならないものとしている。

※ 住民投票の結果が首長等を拘束する(又は当該結果を団体の意思とする)仕組みを住民投票条例に規定することは、違法であるとするのが通説であり、「諮問型住民投票」として制度設計することが妥当である。[今まで拘束型住民投票が実施された例はない。]

以上のことから、まちづくり基本条例における「住民投票」の規定としては、「個別設置型」、「諮問型」によるものを想定し、左のとおり規定するものである。

住民投票の対象事項：環境・開発・迷惑施設建設など、自治体全体・全ての自治体住民に関わる事項であること、

かつ非和協的で決定を行わねばならない事項であることが大前提となろう。この前提を満たさない事項、

例えば対象地域が自治体内の一部に限定される事項などは、住民投票に掛ける

ことによって少数者抑圧に通ずることになりうる。

この前提に即した上で対象事項を検討すると、まず争点事項の権限の所在が問題となつてこよう。これまで実施

された諮問型住民投票では、自治体が争点事項に何らかの形で関わっていれば、その権限の所在は問われる

ことなく住民投票に掛けられる傾向にあった。